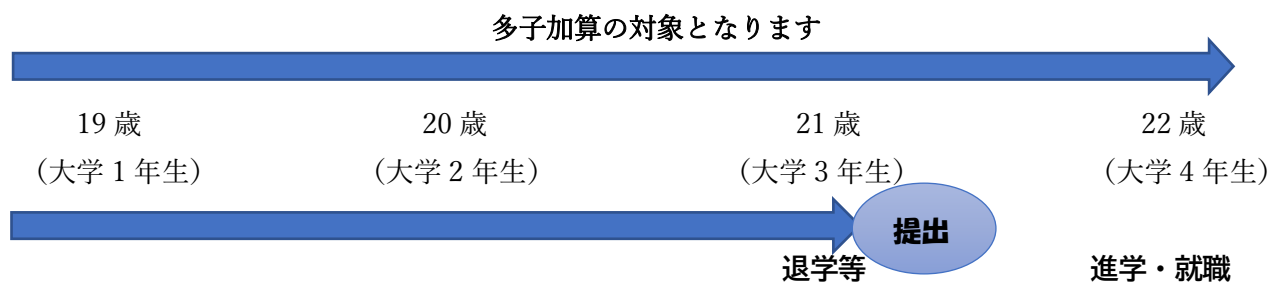


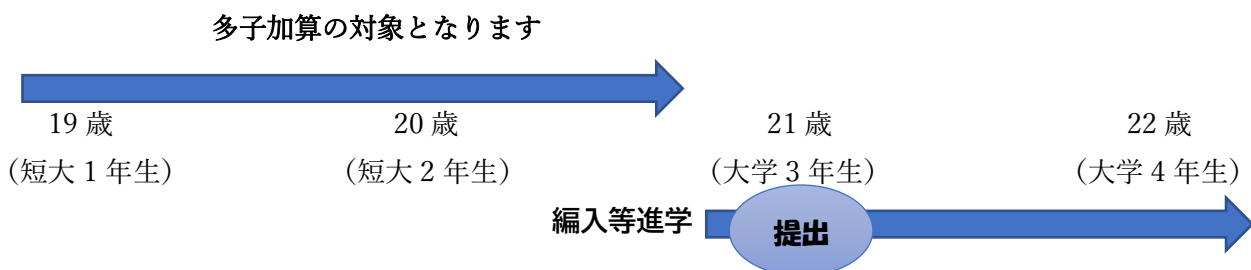
「監護相当・生計費の負担についての確認書」について

【大学に進学した場合】



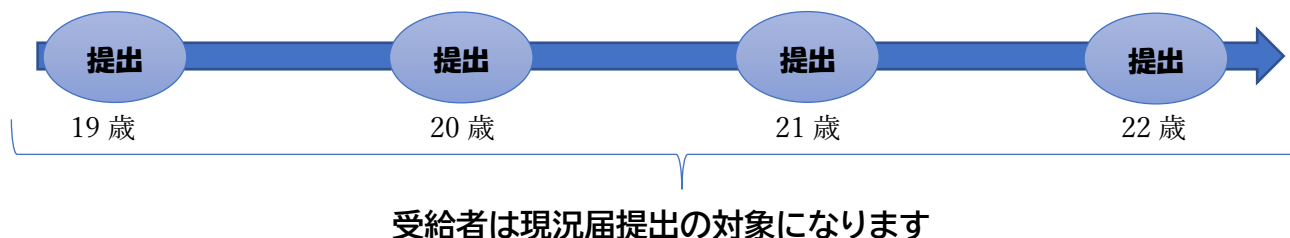
- ・卒業予定年月が22歳年度末となるため、確認書の提出は基本的に18歳年度末時期の提出のみとなります。
- ・退学等の状況の変化があり、提出済みの確認書の内容に変更がある場合(学生⇒社会人等)は、再度、確認書を提出する必要があります。

【短大・専門学校に進学した場合】



- ・卒業予定年月が22歳年度末より前となるため、子の監護・養育状況を確認する必要があります。改めて確認書の提出をお願いします。
- ・退学等の状況の変化があり、提出済みの確認書の内容に変更がある場合(学生⇒社会人等)についても、再度、確認書を提出する必要があります。

【就職・無職の場合(経済的負担あり)】



- ・子の監護・養育状況の確認のため、毎年6月の現況届にて確認書の提出が必要になります。
- ※子が就職や婚姻等により、独立して生計を営む(受給者に経済的負担がない)場合は、多子加算児童に該当しません。